

厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項（令和7年5月）

【基本診療料】

初・再診料	地域歯科診療支援病院歯科初診料
	歯科外来診療環境体制加算2、歯科外来診療医療安全対策加算2、歯科外来診療感染対策加算
	医療DX推進体制整備加算6
入院基本料	急性期一般入院料1
	精神病棟入院基本料 10対1
入院基本料等加算	急性期充実体制加算1（小児・周産期・精神科充実体制加算）
	臨床研修病院入院診療加算 基幹型
	救急医療管理加算
	超急性期脳卒中加算
	妊産婦緊急搬送入院加算
	診療録管理体制加算1
	医師事務作業補助体制加算1（15対1） イ
	急性期看護補助体制加算2（25対1）
	療養環境加算
	重症者等療養環境特別加算
	無菌治療室管理加算1
	緩和ケア診療加算
	精神科身体合併症管理加算
	がん拠点病院加算1のイ
	医療安全対策加算1（医療安全対策地域連携加算1）
	感染対策向上加算1（指導強化加算）（抗菌薬適正使用体制加算）
	患者サポート体制充実加算
	報告書管理体制加算
	褥瘡ハイリスク患者ケア加算
	ハイリスク妊娠管理加算、ハイリスク分娩管理加算
	後発医薬品使用体制加算1
	病棟薬剤業務実施加算1
	データ提出加算 2・4 イ
	入退院支援加算 1・3（入院時支援加算）
	認知症ケア加算1
	精神疾患診療体制加算
	摂食障害入院医療管理加算
特定入院料	地域医療体制確保加算
	救命救急入院料3（救急体制充実加算）
	特定集中治療室管理料1
	総合周産期特定集中治療室管理料（1 母体・胎児集中治療室管理料）（2 新生児集中治療室管理料）（成育連携支援加算）
	新生児特定集中治療室重症児対応体制強化管理料
	新生児治療回復室入院医療管理料
	一類感染症患者入院医療管理料
	小児入院医療管理料2（養育支援体制加算）

【特掲診療料】

医学管理等	ウイルス疾患指導料
	外来栄養食事指導料（注3）
	心臓ペースメーカー指導管理料（植込型除細動器移行期加算）（遠隔モニタリング加算）
	高度難聴指導管理料
	糖尿病合併症管理料
	がん性疼痛緩和指導管理料（難治性がん性疼痛緩和指導管理加算）
	がん患者指導管理料 イ・ロ・ハ・ニ
	外来緩和ケア管理料
	小児運動器疾患指導管理料
	婦人科特定疾患治療管理料
	二次性骨折予防継続管理料1・3
	下肢創傷処置管理料
	院内トリアージ実施料
	外来放射線照射診療料
	外来腫瘍化学療法診療料1、連携充実加算、がん薬物療法体制充実加算
	開放型病院共同指導料
	ハイリスク妊産婦共同管理料（Ⅰ）
	がん治療連携計画策定料、がん治療連携管理料
	こころの連携指導料（Ⅱ）
医学管理等	薬剤管理指導料
	医療機器安全管理料 1・2
	歯科治療時医療管理料
在宅医療	救急患者連携搬送料

厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項（令和7年5月）

在宅医療	在宅患者訪問看護・指導料の注2、同一建物居住者訪問看護・指導料の注2
	在宅腫瘍治療電場療法指導管理料
	持続血糖測定器加算
検査	造血器腫瘍遺伝子検査
	遺伝学的検査
	染色体検査の注2に規定する施設基準
	BRCA1/2遺伝子検査
	がんゲノムプロファイリング検査
	先天性代謝異常症検査
	HPV核酸検出（簡易ジェノタイプ判定）
	ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（髄液）
	検体検査管理加算（Ⅳ）、国際標準検査管理加算
	遺伝カウンセリング加算
	遺伝性腫瘍カウンセリング加算
	植込型心電図検査
	時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
	ヘッドアップティルト試験
	皮下連続式グルコース測定
	神経学的検査
	全視野精密網膜電図
	コンタクトレンズ検査料1
	小児食物アレルギー負荷検査
	内服・点滴誘発試験
	センチネルリンパ節生検（片側） 1 併用法
	経頸静脈的肝生検
	前立腺針生検法（MRI撮影及び超音波検査融合画像によるもの）
画像診断	画像診断管理加算 1・3
	CT撮影、冠動脈CT撮影加算、外傷全身CT加算、大腸CT撮影加算
	MRI撮影、心臓MRI撮影加算、乳房MRI撮影加算、小児鎮静下MRI撮影加算、頭部MRI撮影加算
	血流予備量比コンピューター断層撮影
投薬	抗悪性腫瘍剤処方管理加算
注射	外来化学療法加算1
	無菌製剤処理料
リハビリテーション	心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
	脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
	廃用症候群リハビリテーション料（Ⅰ）
	運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
	呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
	がん患者リハビリテーション料
	集団コミュニケーション療法料
	歯科口腔リハビリテーション2
精神科専門療法	医療保護入院等診療料
処置	処置の休日加算1、処置の時間外加算1、処置の深夜加算1
	多血小板血漿処置
	硬膜外自家血注入療法
	エタノールの局所注入（甲状腺に対するもの）（副甲状腺に対するもの）
	人工腎臓 慢性維持透析を行った場合1、導入期加算1
	透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算
	ストーマ処置 ストーマ合併症加算
	一酸化窒素吸入療法
	歯科技工加算1及び2
	歯科技工士連携加算1
	手術の休日加算1、手術の時間外加算1、手術の深夜加算1
手術	組織拡張器による再建手術（乳房（再建手術）の場合）
	緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
	後縦靱帯骨化症手術（前方進入によるもの）
	椎間板内酵素注入療法
	緊急穿頭血腫除去術
	内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
	脳刺激装置植込術及び脳刺激装置交換術
	脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
	癒着性脊髄くも膜炎手術（脊髄くも膜剥離操作を伴うもの）
	緑内障手術 流出路再建術（眼内法）及び水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術
	緑内障手術 濾過胞再建術（needle法）
	網膜付着組織を含む硝子体切除術（眼内内視鏡を用いるもの）
	網膜再建術

厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項（令和7年5月）

手術	乳腺悪性腫瘍手術（乳がんセンチネルリンパ節加算1）
	乳腺悪性腫瘍手術（乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴わないもの）及び乳輪温存乳房切除術（腋窩郭清を伴うもの））
	ゲル充填人工乳房を用いた乳房再建術（乳房切除後）
	食道縫合術（穿孔、損傷）（内視鏡によるもの）
	胸腔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
	縦隔鏡下食道悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
	経皮的冠動脈形成術
	経皮的冠動脈形成術（特殊カテーテルによるもの）
	経皮的冠動脈ステント留置術
	胸腔鏡下弁形成術・胸腔鏡下弁置換術
	経皮的僧帽弁クリップ術
	経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）
	不整脈手術 左心耳閉鎖術（胸腔鏡下によるもの）（経カテーテル的手術によるもの）
	経皮的中隔心筋焼灼術
	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術
	ペースメーカー移植術（リードレスペースメーカーの場合）
	植込型心電図記録計移植術及び植込型心電図記録計摘出術
	両心室ペースメーカー移植術（経静脈電極の場合）及び両心室ペースメーカー交換術（経静脈電極の場合）
	植込型除細動器移植術（経静脈リードを用いるもの又は皮下植込型リードを用いるもの）、植込型除細動器交換術（その他のもの）及び経静脈電極抜去術
	両室ペーシング機能付き植込型除細動器移植術（経静脈電極の場合）及び両室ペーシング機能付き植込型除細動器交換術（経静脈電極の場合）
	大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
	経皮的循環補助法（ポンプカテーテルを用いたもの）
	経皮的大動脈遮断術
	経皮的下肢動脈形成術
	腹腔鏡下リンパ節群郭清術（側方）
	ダメージコントロール手術
	内視鏡下胃、十二指腸穿孔瘻孔閉鎖術
	内視鏡的逆流防止粘膜切除術
	腹腔鏡下十二指腸局所切除術（内視鏡処置を併施するもの）
	腹腔鏡下胃切除術 悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
	腹腔鏡下噴門側胃切除術 悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
	腹腔鏡下胃縮小術（スリーブ状切除によるもの）
	腹腔鏡下胃全摘術 悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
	胃瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
	バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
	腹腔鏡下胆嚢悪性腫瘍手術（胆嚢床切除を伴うもの）
	胆管悪性腫瘍手術（膵頭十二指腸切除及び肝切除（葉以上）を伴うもの）
	体外衝撃波胆石破碎術
	腹腔鏡下肝切除術（部分切除及び外側区域切除）（亜区域切除、1区域切除（外側区域切除を除く）、2区域切除及び3区域切除以上）
	体外衝撃波膵石破碎術
	腹腔鏡下膵腫瘍摘出術
	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術
	腹腔鏡下膵体尾部腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
	腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
	早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
	内視鏡的小腸ポリープ切除術
	小腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
	結腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
	腹腔鏡下直腸切除・切断術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）
	体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
	腎悪性腫瘍ラジオ波焼灼療法（一連として）
	腎（腎盂）腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
	尿管腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
	膀胱水压拡張術
	膀胱腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
	膀胱頸部形成術（膀胱頸部吊上術以外）、埋没陰茎手術及び陰嚢水腫手術（鼠径部切開による）
	尿道狭窄グラフト再建術
	精巣温存手術
	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術（内視鏡手術用支援機器を用いるもの）
	腔腸瘻閉鎖術（内視鏡によるもの）
	腹腔鏡下仙骨腔固定術

厚生労働大臣の定める施設基準の届出事項（令和7年5月）

手術	腹腔鏡下子宮癒痕部修復術
	胎児胸腔・羊水腔シャント術（一連につき）
	胎児輸血術（一連につき）・臍帯穿刺
	医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む。）に掲げる手術
	医科点数表第2章第10部手術の通則16に掲げる手術（胃瘻造設術、薬剤投与用胃瘻造設術）
	医科点数表第2章第10部手術の通則の19に掲げる手術（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する乳房切除術に限る。）（遺伝性乳癌卵巣癌症候群患者に対する子宮附属器腫瘍摘出術）
	医科点数表第2章第10部手術の通則の20 周術期栄養管理実施加算
	輸血管理料Ⅰ、輸血適正使用加算
	人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
	胃瘻造設時嚥下機能評価加算
手術等管理料	体外式膜型人工肺管理料
麻酔	麻酔管理料（Ⅰ）・（Ⅱ）
	周術期薬剤管理加算
放射線治療	放射線治療専任加算
	外来放射線治療加算
	高エネルギー放射線治療
	1回線量増加加算
	画像誘導放射線治療加算（IGRT）
	体外照射呼吸性移動対策加算
	直線加速器による放射線治療（定位放射線治療）
	定位放射線治療呼吸性移動対策加算（その他）
病理診断	病理診断管理加算2、口腔病理診断管理加算2
	悪性腫瘍病理組織標本加算
	保険医療機関間の連携による病理診断
その他	看護職員処遇改善評価料67
	外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）、歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
	入院ベースアップ評価料87
	クラウン・ブリッジ維持管理料
	CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

- DPC対象病院として厚生労働大臣が指定する病院の病棟における
- 療養に要する費用の額の算定方法（令和7年5月現在）
 - ① 基礎係数：1.0718（DPC特定病院群）
 - ② 機能評価係数Ⅰ：0.3107
 - ③ 機能評価係数Ⅱ：0.1194
 - 医療機関別係数（①＋②＋③）：1.5019
- 入院時食事療養

当院は入院時食事療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。
（朝食 午前7時頃、昼食 12時頃、夕食 午後6時以降）
- 保険外併用療養費

特別の療養環境の提供（差額個室料）
病院の初診に関する事項
病院の再診に関する事項
金属床による総義歯の提供
入院期間が180日を超える入院
う蝕に罹患している患者の指導管理
先進医療 遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤静脈内投与療法 脳出血（発症から二時間以内のものに限る。）
長期収載品の選定療養
- 入院基本料について
 - 【一般病棟】

1日につき入院患者7人に対して1人以上の看護職員が勤務しています。
なお、時間帯毎の配置については、各病棟毎に掲示しております。
 - 【精神病棟】

1日につき入院患者10人に対して1人以上の看護職員が勤務しています。